

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第56号

(公財)しまね農業振興公社

(農地バンク)

2026年6月 発刊

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871

令和7年度農地中間管理事業実績

令和7年度の借入実績は、令和6年度より580ha増加し、**過去最高となる1,685ha**でした。これは、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ統合一本化されたためと考えられます。

累計借入面積も8,076haとなり、**島根県の耕地面積の約4分の1**を扱っていることとなります。

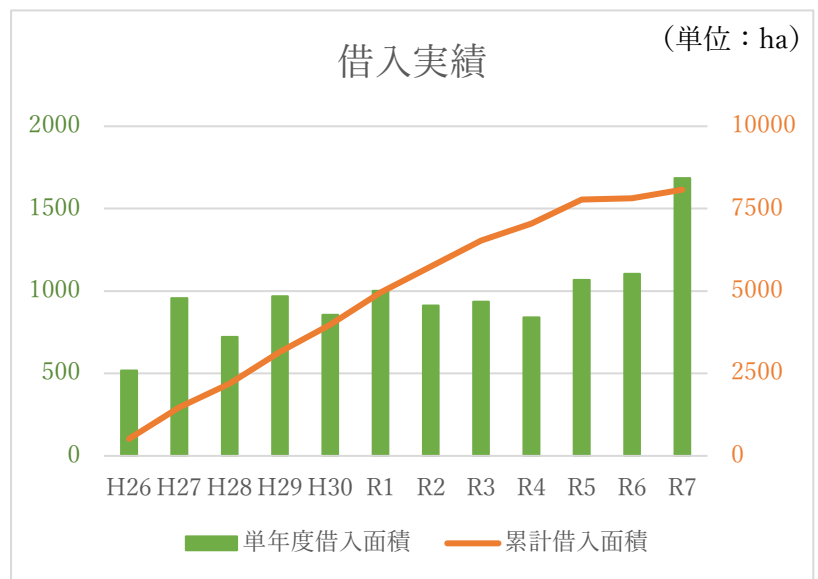
今後も農地中間管理事業での取り扱い面積は増大すると予想されます。事業

を円滑に進めていくためには、関係機関の協力が必要不可欠です。農業委員・農地利用最適化推進委員のみなさまも改めてご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

累計借入面積8,076haの中では、過去、現在において多数のトラブルが生じています。このトラブルへの対応も農地中間管理事業を実施する上でのメリットと言えますが、対応に苦慮することも多々あります。今回は農地の現場ではよくあるだろうことがトラブルになった事例を紹介します。

【受け手が出し手に黙って畦畔を撤去したことで出し手が激怒した】

- ・耕作者が、面積の小さな、地権者がそれぞれ異なる田の畦畔を営農効率性の向上を目的として撤去。
- ・撤去したことを知らなかった地権者のうちの一人が激怒し、測量をした上で境界復元を迫り、境界復元に係る費用は全て耕作者が負担せよと主張。(数十万円の費用がかかる見積もりだった)
- ・ほ場整備をした田だったが、時代が古く座標がなく復元に苦労。
- ・市町村と公社とで解決に向けて協議等を重ね、2年を要し解決。



5月22日の日本農業新聞の記事について



5月22日発行の日本農業新聞の1面に下記の内容の記事が掲載されました。

- ・農林水産省は、農地政策の見直しに向けた検討方向を示した。
- ・農地バンクの機能強化に向け、受け手の決まっていない農地も含めて積極的に受け入れ、管理する方策を検討する。

この記事について、農林水産省の考えとしては下記のようなので、ご承知いただきますようお願いいたします。

- 農地バンクは、所有者から農地の借受け(中間管理)を行い、まとまった形で担い手に引き継ぐことを目的としている。そのため、受け手が見つかる見込みのない農地を農地バンクが引き受けることはなく、この点について見直すという趣旨ではない。
- 現状、多くの農地バンクは、完全に受け手が決まった農地だけを引き受けているが、市町村等による担い手の誘致等の現場活動と一体的に行う場合には、受け手が決まっていない農地であっても、地域計画に基づく農地の集約化に向けて、農地バンクが積極的に中間管理することが重要であることから、その方策について検討することとしている。

農地売買等事業の事務的経費の改正について

令和9年1月1日以降の公告分から農地売買等事業の事務的経費率が変わります。

○公社買入れ

買収価格の2.5% ⇒ **4.0%**

○公社売渡し

【農地売買等支援事業(国庫事業)】 買収価格の1.0%~ ⇒ **1.5%~**

【農業者支援事業(県補助事業)】 買収価格の2.0% ⇒ **2.5%**



農地売買等事業の活用につきましても、よろしくお願いいたします。



新年度が始まって、早2ヶ月が過ぎました。

稲作農家の方は、田植えが終わり一段落というところでしょうか。

これから暑い夏がやってきます。暑い中での作業は想像以上に体力を消耗しますので、こまめな水分補給をなさって、どうかご自愛ください。(S.M)